

第3回 UPR 日本審査で出された各国からの勧告と日本政府の立場 [朝鮮学校・在日朝鮮人関連]

第3回 UPR 日本審査の勧告で出された勧告(2017.11.14)	勧告した国	日本政府の立場(2018.3.1)
161.145 地方自治体の責任下にある学校も含め、国内のすべての学校に「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が適用されることを確保せよ。	ポルトガル	留意する(Note)。同制度は地方自治体の責任下にある学校を対象にしている。同制度を適用する学校は関係法令で規定されている。
161.146 学校入学の完全なアクセスをすべての者に確保し、特に女性と子どもの平等な教育へのアクセスに関して、マイノリティ集団が直面するすべての障害を取り除くための努力を継続せよ。	パレスチナ	フォローアップすることを受け入れる(Accept to follow up)。
161.150 社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会の勧告に従い、マイノリティの子どもたちが差別なく教育への権利を享受することを確保せよ。	オーストリア	フォローアップすることを受け入れる。
161.151 「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されるよう措置を取れ。また、関連条約機関の勧告に従い、朝鮮学校への平等な取扱いを確保せよ。	朝鮮民主主義人民共和国	拒否する(Not accept)。日本の立場は UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラ 155)。日本は制度の適合性を公平に、また関係法令の趣旨に則って判断しており、朝鮮学校に対する差別ではない。
161.86 在日朝鮮人に対する差別や嫌がらせを許容するあらゆる国の政策及び規則を廃止せよ。	朝鮮民主主義人民共和国	拒否する。在日朝鮮人に対する差別や嫌がらせを許容する国の政策及び規則は存在しない。